

# 船舶事故調査報告書

平成28年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 庄司邦昭（部会長）

委員 小須田 敏

委員 根本美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年5月6日 11時15分ごろ
発生場所	滋賀県近江八幡市の琵琶湖牧湖水浴場北方沖（琵琶湖東部） 岡山二等三角点から真方位354°450m付近 （概位 北緯35°08.5′ 東経136°02.7′）
事故調査の経過	平成26年5月15日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 水上オートバイ パルル、0.1トン 280-42541大阪、個人所有 2.90m (Lr) × 1.10m × 0.46m、FRP ガソリン機関、103.9kW、平成20年7月 B 水上オートバイ ULTRA250 X <sup>ウルトラ エックス</sup> 、0.1トン 243-37972三重、個人所有 2.85m (Lr) × 1.06m × 0.43m、FRP ガソリン機関、180kW、平成13年4月
乗組員等に関する情報	A 船長A 女性 32歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成19年7月20日 免許証交付日 平成24年3月7日 （平成29年7月19日まで有効） B 船長B 男性 41歳 特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成21年10月5日 免許証交付日 平成26年4月21日 （平成31年10月4日まで有効）
死傷者等	A 重傷 1人（船長A） B なし
損傷	A 左舷船尾外板に凹損等 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北西、風力 3、視界 良好 水象：波高 約0.5m

<p>事故の経過</p>	<p>A船は、B船ほか3隻と共にツーリングに行くことになり、沖止めしていたので、船長Bにより船長Aの近くまで引かれて来た。</p> <p>A船は、琵琶湖東部の牧湖水浴場北方沖において、船長Aが1人で乗り組み、船長Aが、A船の回航で出発準備の遅れた船長Bを気遣い、西方に船首を向けた状態のB船の船首方で船長Bを見守り、船首を南方に向けて待機した。</p> <p>船長Aは、A船が、北方からの波を船尾方から受け、海岸に寄せられるので、機関を後進にかけて沖に移動し、機関を停止するという動きを約90秒の間に2～3回繰り返した。</p> <p>船長Aは、船長Bが左舷船尾方を見ながらB船を前進させて西進し、B船が一旦停止した後、アクセルレバーを握ったので危ないと2回叫んだが、船長Bが左舷船尾方を見た状態で、再度B船を前進させてA船に接近してきたので衝突の危険を感じ、湖上に飛び込もうと立ち上がったところ、平成26年5月6日11時15分ごろ、A船の左舷船尾部とB船の右舷船首部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、左舷後方から乗り上がってきたB船が、その背中に接触して落水した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、琵琶湖東部の牧湖水浴場北方沖において、僚船の左舷後方につき、約20ノットの対地速力で北進していた。</p> <p>船長Bは、僚船の船長が振り返って船長Bの方を向き、笑みを浮かべたので、過去に僚船のジェットノズルから排出される水を掛けられた経験から、今回も同様に水を掛けられるものと思い、それを避けようとして操縦ハンドルを左一杯にし、旋回を始めたところ、B船とA船が衝突した。</p> <p>B船は、A船の左舷側をこすりながら進んでA船と離れた。</p> <p>船長Bは、衝突に気付いて機関を止め、振り返ってA船を見たところ、船長Aが立ち上がった後に落水したので、泳いで船長Aの救助に向かい、仰向け状態で浮いていた船長Aを僚船の船長及び陸上にいた友人と共に陸上まで移動させた。</p> <p>船長Aは、陸上にいた友人から連絡を受けて到着した救急車によって病院に搬送され、左肋骨骨折及び腰椎横突起骨折と診断された。</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長A及び船長Bは、僚船の船長を中心とした仲間であった。</p> <p>船長Bは、波打ち際を出発する際、A船がいることを認めなかった。</p> <p>僚船の船長は、出発する際、B船の近くにA船がいることを認めなかった。</p> <p>僚船の船長は、発進して2～3秒後に船尾部と船尾部とがぶつかるようなゴンという音を聞き、その音から3～4秒くらい経ったとき、船長Aが両手を挙げて立ち上がり湖面に落ちていくのを目撃した。</p>

	<p>僚船の船長は、本事故後、A船が機関がかかった状態で旋回していたので、他の2艇と共にA船に接近して機関を止めた。</p> <p>仲間の1人は、琵琶湖東部の牧湖水浴場の浜茶屋からA船、B船等を見ていたところ、他の水上オートバイが発進するのを待つ感じで右旋回していたA船と発進中のB船とが衝突するところを目撃した。</p>
<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A 不明、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、琵琶湖東部の牧湖水浴場北方沖において、B船が発進するのを待機中、左旋回してきたB船と衝突した可能性があると考えられるが、A船が衝突に至った状況については、十分な情報が得られなかったことから、明らかにすることができなかった。</p> <p>B船は、琵琶湖東部の牧湖水浴場北方沖において、僚船の左舷後方について北進中、船長Bが、僚船のジェットノズルから排出される水を掛けられると思い、それを避けようとした際、見張りを適切に行っていなかったことから、操縦ハンドルを左一杯にして旋回を始めたところ、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、右舷前方を先行する僚船に注意を向けていたことから、A船に気付かなかったものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、琵琶湖東部の牧湖水浴場北方沖において、A船とB船とが衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・常に状況に応じた見張りを適切に行うこと。</li> </ul>